

令和 7 年 4 月 10 日

第 4 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和 7 年第 4 回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 4 月 10 日（木）午後 1 時 30 分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206 号～209 号室

3. 出席委員（農業委員 8 名 計 8 名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員 上田地区 松本 和昭、河津 有隆

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局 長 ただ今から、令和7年第4回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番 穴井英雄委員、4番 松野英一委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年4月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。議案第1号番号1です。農地の所在は、上田字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿の地目は田が2筆、畑が1筆、現況地目は、3筆共に田、合計面積は、3筆合わせて2,877㎡です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。1ページが許可申請書の写しです。土地の価格については記載のとおりです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。2ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が4,420㎡です。借入

地は、田が 2,379 m²。自作地と借入地の合計面積は 6,799 m²です。3 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。4 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。5 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。6 ページが申請地の字図、7 ページが航空写真の位置図、8 ページに現地立会時の写真、9 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松浩一郎農業委員から報告をお願いします。

7 番 この案件については、4 月 3 日に私と河津推進委員、松本推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、農地として管理されている土地でした。今後は、譲り受け人によって耕作されていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 申請農地は、これまで耕作されていきましたか。

係 長 以前は、〇〇が田んぼとして耕作していました。

5 番 土地の価格が安いようですが、所有者と譲り受ける者は、親戚関係ですか。

係 長 親戚関係であるかは、確認しておりませんが、所有者は町外に住んでおり、管理ができないようです。そのため近隣に拠点を持つ譲受人に譲るようです。

4 番 資料 1 の 4 ページについてです。職業は、会社員ですが、農作業への年間従事日数を 300 日と記載されているのは、間違いではないですか。

係 長 確かに年間従事日数は、間違いだと思えます。しかし、話を聞いて年間 150 日以上農作業されているのは、確かなので条件は、満たしています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号 番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 1 は原案のとおり決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第 4 回総会を閉会致します。

令和 7 年第 4 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

4 番